

## 防火対象物点検・防災管理点検の特例認定に関する事務処理要領

鳥取県東部広域行政管理組合消防局

### 1 趣旨

この要領は、防火対象物点検・防災管理点検の特例認定に関する事務処理要綱（以下「特例認定要綱」という。）第10条に基づき、必要な事項を定める。

### 2 特例認定の申請及び受付

防火対象物点検報告特例認定申請書又は防災管理点検報告特例認定申請書（以下「申請書」という。）の申請及び受付については、次のとおりとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の3第1項第1号及び第2号（法第36条第1項において準用する場合を含む。）に規定する「過去3年」の起算日は、申請日とする。
- (2) 申請書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、相当の期間を定めて、当該申請の補正等を求めるものとする。

なお、この場合において、申請書の申請者（以下「申請者」という。）が当該期間内に補正に応じない場合で、特例認定要綱第3条に規定する申請の取下げが行われな  
いときは、不認定の通知を行うものとする。

- (3) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の2の8第3項第1号に規定する、防火対象物の管理を開始した日が確認できる書類は、新たに防火対象物点検又は防災管理点検の特例認定（以下「特例認定」という。）の申請を行う場合に求めるものとし、次のいずれかの書類の写しとする。

ア 防火対象物使用開始届出書

イ 不動産登記簿謄本又は抄本

ウ 賃貸借契約書

エ 営業許可証

オ その他公的機関に提出した書類又は証明された書類で消防署長が認めるもの

- (4) 規則第4条の2の8第3項第2号に規定する事項は、未制定とする。

### 3 特例認定に係る審査等

特例認定に係る審査については、次のとおりとする。

#### (1) 書類審査

ア 防火対象物台帳等により、査察、防火管理、消防用設備等の状況等の内容を審査するものとする。

イ アの確認の結果、特例認定要綱第3条に定める防火対象物点検の特例認定に係る検査項目又は防災管理点検の特例認定に係る検査項目に適合しない項目があると

認める場合は、立入検査を実施しないことができるものとする。

## (2) 立入検査

ア 過去の立入検査の結果及び点検報告の状況等から、申請防火対象物について法又は法に基づく命令の遵守状況が良好と認められる検査項目については、当該項目の検査の実施について、一定の抜取検査等により簡素化を図ることができるものとする。

イ 立入検査において、判定基準に適合しない検査項目が確認できた場合は、その時点で検査を終了することができるものとする。ただし、即時改善が可能なものについては、この限りでない。

なお、この場合においても、すべての検査項目について検査を実施しても差し支えないものとする。

ウ 立入検査により、当該防火対象物が法第8条の2の2第1項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）に規定する防火対象物の点検及び報告の対象とならないことがわかった場合は、申請者に当該点検及び報告について対象とならないこと及び法第8条の2の3第1項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）に規定する特例認定の対象とならないことを示し、不認定の通知をするものとする。

## 4 不認定の通知

不認定の通知については、次のとおりとする。

- (1) 不認定通知書には、認定しないすべての理由及び検査をしなかった項目がある場合は、その理由を明示するものとする。
- (2) 特例認定の継続申請で不認定とする場合、不認定通知書の特記事項欄に失効する日を記載するものとする。
- (3) 不認定通知書を郵送する場合は、配達証明付き内容証明郵便により通知するものとする。

## 5 防火優良認定証及び防災優良認定証の掲出

防火優良認定証及び防災優良認定証の掲出については、管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）自らの責任において次のとおり掲出できるものとする。

- (1) 特例認定の表示を付する場合は、規則第4条の2の9（規則第51条の17において準用する場合を含む。）に規定する防火優良認定証又は規則第51条の17に規定する防災優良認定証を当該防火対象物の見やすい箇所に掲出するものとする。
- (2) 法第36条第4項の規定により防火対象物点検報告及び防災管理対象物点検報告の双方の対象となっている防災管理対象物の場合、規則第51条の19に規定する防火・防災優良認定証を当該防災管理対象物の見やすい箇所に掲出するものとする。
- (3) (1)及び(2)について、一の防火対象物の複数の箇所に掲出することができるものであること。

## 6 特例認定防火対象物の管理

消防署長は、特例認定防火対象物を適正に管理するものとする。

## 7 特例認定の取消し

消防局長は、消防署長から特例認定要綱第7条第1項に規定する報告を受けた場合、鳥取県東部広域行政管理組合火災予防違反処理規程（昭和61年鳥取県東部広域行政管理組合消防局訓令第2号。以下「違反処理規程」という。）により、特例認定の取消しに係る事務を行うものとする。

なお、特例認定要綱第7条第2項に規定する聴聞の実施については、鳥取県東部広域行政管理組合聴聞等実施規則（平成7年鳥取県東部広域行政管理組合規則第2号）によること。

## 8 特例認定の失効

(1) 法第8条の2の3第4項第1号かっこ書きの「前項の規定による通知があったとき」とは、前回の認定から3年経過後に認定又は不認定の通知を行う場合に適用するものとする。

(2) 特例認定要綱第6条の失効の通知は、原則、特例認定が失効した全ての防火対象物の管理権原者に通知するものとするが、特例認定の継続申請で不認定の通知をする場合は、この限りでない。

## 9 管理権原者の変更

管理権原者の変更に係る事項は、次のとおりとする。

(1) 管理権原者の変更とは、管理権原者が法人の場合で、交代等により代表者が変更になった場合ではなく、売買等により権利が他社に移行した場合をいうものであること。

(2) 指定管理者の管理権原については、平成30年4月16日付け予防課長通知（指定管理者が管理する防火対象物の取り扱いについて）によること。

## 10 追跡指導

消防署長は、特例認定の審査において、不認定とした防火対象物及び特例認定を取消した防火対象物並びに特例認定が失効した防火対象物について、防火対象物又は防災管理の点検及び報告の義務があることを追跡指導しなくてはならない。

## 11 特例認定の再申請

特例認定を再度申請する場合は、次によること。

(1) 不認定とした場合の再申請

不認定とした理由が、法第8条の2の3第1項第2号イ、ロ、ハ、ニのいずれにも

該当せず、かつ同項第3号に適合する場合は、特例認定の再申請が可能となること。

なお、この場合において、特例認定の失効する日から、再申請する日までの期間が1年未満の場合は、法第8条の2の2第1項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）に規定する防火対象物の点検及び報告は不要とする。

(2) 特例認定の取消しの場合の再申請

特例認定が取消された事由が改善された日を起算として、法第8条の2の3第1項に規定する認定要件を満たしている場合、特例認定の再申請が可能となること。

(3) 特例認定の失効の場合の再申請

法第8条の2の3第4項第2号に規定する管理権原者の変更により特例認定が失効した場合、管理権原者が変更された日を起算として、法第8条の2の3第1項に規定する認定要件を満たしている場合、特例認定の再申請が可能となること。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。